

【注意事項】

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要場合があります。
- ・この一覧表に掲載されているサービス以外に、市町村と調整中のものもあります。調整が完了したのものから、順次、一覧表を更新していきます。

県・市町村の行政サービス【江津市】

(令和5年10月1日現在)

制度・サービス名	内 容	受領カード等の提示		問合せ先		備 考
		必要	不要	担当課等	電話番号	
市営住宅の入居申込み	市営住宅への入居申込みができます。	○		都市計画課	0855-52-7951	
り災証明書の交付申請	同居のパートナーが自然災害で亡くなられた場合等のとき交付申請ができます。		○	総務課	0855-52-7927	
住民票（写し）の交付	パートナーと住民票が同一世帯のときは、委任状なしで交付できます。		○	市民生活課	0855-52-7482	
住民票の続柄の表記	パートナーが世帯主であれば、続柄を「縁故者」とすることができます。	○		市民生活課	0855-52-7482	
住民票の異動届	パートナーと住民票が同一世帯のときは、委任状なしで届け出ができます。		○	市民生活課	0855-52-7482	
軽自動車税（種別割）の減免	・障がい者等本人または障がい者等本人と住民票が同一世帯のパートナーが所有する車で、本人が運転もしくは障がい者等本人と住民票が同一世帯のパートナーが障がい者等のために運転する場合 ・障がい者等本人が所有する車で、常時介護するパートナーが障がい者のために運転する場合（「申立書」が必要）		○	税務課	0855-52-7931	
所得・課税証明書の交付	納税者本人と住民票が同一世帯のパートナーは委任状なしで交付できます。	○		税務課	0855-52-7931	
納税証明書等の交付 （納税証明書、完納証明書、納税証明書（軽自動車継続検査用））	パートナーと住民票が同一世帯のときは、委任状なしで交付できます。		○	税務課	0855-52-7485	
高齢者福祉サービスの申請	パートナーが受けるサービスについて、代理申請ができます。		○	高齢者障がい者福祉課	0855-52-7480	サービスの一部は受領カード等の提示が必要
要介護認定の申請	要介護認定について代理申請ができます。		○	高齢者障がい者福祉課	0855-52-7480	
生活困窮者自立相談支援事業	生計同一世帯の場合、同一世帯として相談ができます。		○	社会福祉課	0855-52-7486	
生活保護申請	生計同一世帯の場合、同一世帯として申請ができます。		○	社会福祉課	0855-52-7486	
DV相談	パートナーからの暴力（DV）相談ができます。		○	子育て支援課	0855-52-7487	